

**概要版****立川市立第十小学校防災マニュアル(対地震)**

詳細(10ページ分)はホームページに掲載

**前提** 震度5強の地震で、立川市災害対策本部(本部長は市長)が設置され、必要に応じて学校では、校長を本部長とする「災害対策学校本部」を設置し、以下の対応等をとる。

**1 学校の状況での対応 (第1避難所は本校 第2避難所は砂川五差路の「東野球場」)**

状況		災害安全対応(児童への指導・対応)
1 在校時	(1) 注意情報発表	1 学級での人数確認と安全指導 ★緊急職員会議(学年1名・1名は児童管理)
	(2) 予知情報・発令宣言	1 保護者への連絡/引き渡しの計画準備 2 残留児童対策
	(3) 発災	1 避難・誘導 2 保護者への連絡/引き渡し(残留児童対策)
2 登下校時	(1) 予知情報・発令宣言	1 ★事前指導・・・そのまま登下校させる。ただし下校しても家族が留守の場合は学校に戻る。 2 保護者への連絡/引き渡し計画準備(残留児童対策)
	(2) 発災	1 ★事前指導…身の安全の確保後、安全確認しながら登下校させる。ただし下校しても家族が留守の場合は学校に戻る。 2 保護者への連絡/引き渡し計画準備(残留児童対策)
3 校外活動時	(1) 予知情報・発令宣言	1 帰校 2 学校・保護者への連絡
* 在校時と並行して対応	(2) 発災	1 避難・誘導・対応、現地関係機関との折衝・避難 2 学校等との連絡
4 休日・夜間	(1) 発災	1 事前の安全指導(家庭での防災指導)

**2 参集体制(勤務時間外) \*市の対策本部の指示が無い場合は、以下のとおりとする。**

[当初対応] ○出勤途上で知り得た情報の総括・情報班への報告

○児童の安否確認を開始するとともに、学校の施設・設備の点検作業を開始する。

[区分] (\*第三配備体制は都立学校に準ずる)

第一配備職員：発災後、最初に学校へ到着し、当初応急対策業務に従事する。

市域震度5弱と東海地震警戒宣言発令・・・校長・副校長・主幹・最近者2名

第二配備職員：学校へ到着後、第一配備職員とともに、学校が所管する応急対策業務に従事する。

市域震度5強・・・第一配備者に、学年主任と最近者6名程度

第三配備職員：学校へ到着後、第一、二配備職員とともに、学校が所管する応急対策業務に従事する。

市域震度6弱以上・・・原則全教職員\*自宅・家族の安否確認後(囑託・臨時職員は除く)

**3 緊急連絡体制** … 学校情報メール・学校ホームページの受信確認をしておく。**\*注意情報と予知情報、警戒宣言とは**

東海地震**注意情報**→ 東海地震の前兆現象であると認められた場合等で、必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われる。(カラーレベル黄)

東海地震**予知情報**→ 東海地震が発生する恐れがあると認められた場合等で気象庁長官から内閣総理大臣へ地震**予知情報**が報告され、内閣総理大臣は直ちに「**警戒宣言**」を発する。(カラーレベル赤)